

株式会社ユースリー

こどもトレーニングひろば しろやま

こどもトレーニングひろばしろやま第二校

実施：令和1年10月1日

改定：令和2年3月13日

非常災害時対応マニュアル

I. 台風・大雨・土砂災害

- ①当日午前7時30分時点で特別警報が発令されている場合には、
午前の開所を中止する。
午後12時の時点でも特別警報が解除されていない場合は、午後も開所を中止とする。
- ②開所中に特別警報が発令された場合には、基本的に家族送迎を依頼する。
- ③特別警報以外の警報に関しては、ルート・台風勢力・下校時間等を総合的に判断し、
管理者が最終決定する。
就業日…午後からのご利用児に関しては、開所・閉所の判断は遅くとも当日の
12時30分までには保護者に連絡するものとする。
午前中のご利用児に関しては、当日8時までには、開所・閉所の連絡を行う
ものとする。
非就業日…サービス提供時間が10時からの場合には、当日の8時30分までには保
護者へ連絡を行うものとする。
- ④開所を行ったが、午後から雨・風が強くなる事が予想される場合には、早めに帰宅
を行う事がある。
ただし、保護者の勤務の都合上、どうしても送りが困難な場合には、保護者にお迎
えを依頼し、その間事業所で保護しておく事もある。
- ⑤ゲリラ豪雨などで急激に水位が増すなどした場合、送迎時間を遅らせる等の変更を
行う事がある。
なお、浸水の危険性がある場合には、長崎市城栄町18-9 城早ビル3階
もしくは、長崎市立城山小学校へ避難する事とする。
- ⑥台風などで電話連絡が不通になった場合には以下の対応を行う事とする。
 - i) 雨・風が落ち着いている場合
通常通りに送迎実施。

保護者が在宅でなければ、「〇〇で待機しております」という手紙を玄関に残し、事務所へ帰宅

災害用伝言ダイヤルが活用できれば、そちらも活用を行う。（「171」）

- ii) 雨・風が落ち着いていない場合・送迎する事が危険と判断された場合
避難場所である、城山小学校もしくは事業所にて待機

⑦停電・断水に備え、ライト・ラジオ・水・オムツの備蓄を最低一日分行う。

⑧ガソリン供給不足の可能性を加味し、ガソリンが半分になったら給油を行う。

II. 地震

①地震発生時には、落下物に備え、机の下に隠れる、安全姿勢をとり、後頭部を隠すなどの指示を行う。

②揺れが落ち着いたら、屋外に避難する事も重要だが、その前にガラスの破片などが落ちている可能性もあるので、指導員は利用児に動かない様に指示を行う。

③避難の必要性があると管理者が判断した場合には、ガラス破片等での怪我に配慮しながら、長崎市立城山小学校へ避難を行う。

④余震の可能性を加味し、管理者の判断により、開所時間を短縮する事もある。

⑤電話が通じない様な重大な地震の場合には、災害用伝言ダイヤル「171」を用いて、利用児の安否を知らせる。
災害用伝言ダイヤルを掛ける優先順位は、緊急時連絡網の最上位の番号とする。

⑥停電・断水に備え、ライト・ラジオ・水・オムツの備蓄を最低一日分行う。

⑦送迎中に地震に遭遇した場合には、揺れが収まるまで道路脇に車を停車する。
震度5程度の建物の構造に影響を及ぼすような震度の地震の場合には、そのまま送迎を続行してもいいのか、管理者への判断を仰ぐものとする。
なお、電話連絡が取れない様な状況の場合には、基本的には一旦事務所にも戻ってくるものとするが、保護者が在宅である事が明確であり、安全が確保できるような現場状況であれば、送迎者の判断で臨機応変に対応できるものとする。

⑧二次災害を防ぐために、ガスの元栓を閉める。

⑨城山小学校へ避難を行う場合には、ガスの元栓だけではなく、電気のブレーカーも落とすものとする。

なお、その場合には電話も不通となるため、外出用の携帯電話を必ず携帯するものとする。

⑩普段より、落下に備え、重量のあるものを頭より高い場所に配置しない。

なお、家具の転倒に備え、突っ張り棒や固定を行う。

⑩非常時に備え、携帯は常にフル充電にしておくように心がける。

⑩ガソリン供給不足の可能性を加味し、ガソリンが半分になったら給油を行う。

Ⅲ. 火災

①火災発生状況

i) 発見した場合

協力を仰ぐ⇒・初期消火・119番通報等連絡係り・避難誘導の3班を指示する。
指示を行うのは、管理者とするが、管理者不在の時にはリーダー
リーダーも不在時には、火元発見者とする。

ii) 自動火災報知器警報が鳴った場合

管理者もしくはリーダーの指示で
自動火災報知設備の受信盤で発報区域を確認⇒その区画の火元を確認へ
現場確認を行った後は、i)と同様

②初期消火に関して

i) 初期消火（消火器・濡れ雑巾など）

消火器は、第一校はシャッターの脇
第二校は冷蔵庫の脇に設置

ii) 天井まで火が届いている時は、消火をあきらめ、避難を優先する。

iii) 状況によって扉や窓を閉めて避難する。（延焼を防ぐため）

③119番通報等連絡係り

i) まずは119番へ通報を行う。

住所・連絡先は以下の通り

- ・事業所名：こどもトレーニングひろば しろやま
- ・所在地：長崎市城山町18-9
- ・電話番号：(095) 807-3071

- ・事業所名：こどもトレーニングひろば しろやま第二校
- ・所在地：長崎市城山町 17-48
- ・電話番号：(095) 807-0126

- ii) 代表取締役・所長が不在時には、各々緊急連絡を行う
- iii) その日、非番のスタッフにも協力要請を依頼する。

④避難誘導班

- i) 火元を確認し、最も安全な避難経路を用いて避難を行う。
- ii) その避難場所は、こどもトレーニングひろばしろやま・こどもトレーニングひろばしろやま第二校それぞれ火災が起こっていない箇所とする。
(スタッフの協力が得られやすい・子供達の混乱が少ないため)
自然災害時など広範囲な火災が予測される場合には、長崎市立城山小学校へ避難するものとする。
- iii) その日の利用児数を確認し、確実に避難が行われているかを確認する。
- iv) 避難完了したら、代表取締役、管理者、初期消火班・連絡班に報告を行う。
- v) 連絡係りと連携をとり、利用児の保護者へ連絡を行う。

⑤その他

消防到着後は、消防士の指示に従い、避難を行う。

IV 共通事項

①各種災害に関する情報入手方法・連携体制について

防災ガイドながさき において、情報を入手する。

大雨・地震など災害発生時、防災ガイドながさきにアクセスできない場合には
災害情報テレホンサービス 0180-999-002 にて情報を収集する。

なお、災害情報について不明な点があれば

長崎市防災管理室 095-822-0480 に連絡を行い、確認を行う。

②避難を開始する時期・判断基準について

防災ガイドながさき⇒避難勧告情報を参照し、下記の通りに対応する。

i) 避難準備・避難勧告の場合

環境変化が苦手な利用児・医療的ケア児等様々な特性のある利用児がいる為、
職員数や利用児の状況を踏まえ、避難するかは管理者が総合的に判断を行う。

ii) 避難指示の場合

避難指示発令の場合には、長崎市城山小学校へ避難を行う。

③避難訓練は、事業所単位で年に2回以上行う。

④長崎市城山町は洪水・土砂災害警戒区域には該当していない。